

令和 4 年 第 4 回 秩 父 別 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

令和 4 年 1 2 月 8 日 (木)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会）	4
6		一般質問	5
7	議案第 4 6 号	秩父別町議会議員及び秩父別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の設定について	10
8	議案第 4 7 号	地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について	11
9	議案第 4 8 号	秩父別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	12
10	議案第 4 9 号	秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	12
11	議案第 5 0 号	秩父別町有住宅使用に関する条例の一部を改正する条例の設定について	13
12	議案第 5 1 号	秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について	14
13	議案第 5 2 号	ベルパークちっぷべつ屋内・屋外遊戯場の指定管理者の指定について	14
14	議案第 5 3 号	秩父別町デイサービスセンターの指定管理者の指定について	15
15	議案第 5 4 号	令和 4 年度秩父別町一般会計補正予算（第 6 号）について	16
16	議案第 5 5 号	令和 4 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	20
17	議案第 5 6 号	令和 4 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	21
18	議案第 5 7 号	令和 4 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	22
19	議案第 5 8 号	令和 4 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について	22
20		所管事務調査の申し出について（議会運営委員会）	23

令和4年第4回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和4年12月8日（木曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 12月8日 午前10時00分

出席議員（8名）

9番	寺迫公裕君	8番	大野敬君
1番	前田力男君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	藤岡浩文君	7番	早川正剛君

欠席議員（1名）

6番 中西伴浩君

出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	高鶴公人君
教育長	小林宏明君	総務課長	竹内剛君
産業課長	尾垣義次君	会計管理者	大山達美君
住民課長	中野慎司君	企画課長	早川聡君
建設課長	宮武幸充君	教育次長	塩地勇夫君
農委事務局長	北垣慎二君	農委会長	吉田光博君
代表監査委員	藤岡和正君		

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

笹木雄介君

北俊紀君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

1 番

前田力男君

2 番

金子利生君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（寺迫君）

これより、令和4年第4回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番 前田力男君、2番 金子利生君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月9日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月9日までの2日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（笹木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第46号から第58号までの13件でございます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出についてがござ

います。

なお、監査委員から 11 月に実施いたしました令和 4 年度定期監査実施報告書及び 12 月に実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（寺迫君）

日程第 4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、第 4 回町議会定例会を招集いたしましたところ、師走を迎え何かとお忙しい中、各議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

11 月 22 日の第 2 回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項についてご報告申し上げます。

最初に、寄附の採納について申し上げます。

11 月 22 日、秩父別町商工会会長宇野忠直様と筑紫町内の四十坊豊美様が役場にお越しになり宅地と建物のご寄附をいただきました。

秩父別町商工会様からは、商工会館の土地 566.46 平方メートルと建物一式を、宇野忠直様個人からは商工会西側の土地 484.59 平方メートルと建物一式を、また、四十坊一男様からは商工会北側の土地 226.87 平方メートルと建物一式を、何れも今後の町づくりに活用していただきたいとのご寄附であります。

有り難く採納させていただきまして、有効に活用させていただきますとともに、秩父別町商工会様の益々のご発展と、宇野様と四十坊様のご健勝でのご活躍をご祈念申し上げます。

次に、11 月 24 日、社会福祉法人幸鐘会理事長の米坂京子様は役場にお

越しになり、法人設立 20 周年を迎え、これまで町にお世話になったお礼にと 100 万円の浄財のご寄附をいただきました。

幸鐘会様は、平成 14 年 4 月に前身であります N P O 法人べにばらを設立後、平成 19 年 4 月に現在の社会福祉法人に移行し、以来、認知症対応型共同生活介護事業所グループホームべにばらと、介護付き有料老人ホームアットホーム・サルビアの運営等に携わられており、町の高齢者福祉の向上にご貢献いただいているところであります。

有り難く採納させていただき、有効に活用させていただく所存でありますし、幸鐘会様の益々のご発展をご祈念し、寄附の採納についてのご報告とさせていただきます。

次に、農作物の出荷状況及び令和 5 年産米の生産の目安についてご報告申し上げます。

今年の水稲につきましては、農家の皆さんの適切な肥培管理と登熟に適した気温、さらには降雨に加え日照も確保されたことから生育が良く、北空知の作況指数は 106 の良で、低タンパク米の比率も高く、豊穰の出来秋を迎えることができましたことは、町といたしましても、誠に喜ばしい結果となりました。

北いぶき農業協同組合における水稲の取扱製品数量は 19 万 6,596 俵で、10 アール当たりの収量は 619kg でありました。

秋播小麦は、天候に恵まれたことで、昨年より収量も多く、10 アール当たり 446kg となっております。

そばにつきましても、干ばつの影響を受けて減収となった昨年から回復し、10 アール当たり 79kg でありました。

花卉につきましては、ダリアやシネンシスを中心に出荷されましたが、秩父別支部では、20,930 ケース、1 億 950 万円の販売でありまして、出荷量、売上額ともに昨年を上回る状況であります。

ブロッコリーは、天候に恵まれたことから順調に生育し、ほぼ昨年と同様の反収となっております。

販売価格につきましては、夏頃までは低調でありましたが、秋口からは回復し、最終的には 5 kg ケースの平均は昨年とほぼ同じ 2,800 円で売買されております。

次に、令和5年産米の生産の目安についてご報告申し上げます。

農林水産省が10月20日に発表した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針によりますと、令和5年産の主食米等の需要見通しは、令和4年産と比べると約10万トン減の680万トンと推計をしております。

また、令和5年6月末の米の民間在庫量は190万トン台と見込まれ、適正水準とされる180万トンを超えていることから、令和4年と同程度の生産調整を行うことにより、令和6年6月末の米の民間在庫量は適正水準に落ち着くものと見込まれます。

本年と同程度の減産が見込まれるという状況で、米の生産調整は相変わらず厳しいものと認識しております。

今後、北海道では、この需給予測を受けまして北海道農業再生協議会水田部会が産地の意向を確認した上で、道内全体と市町村別の生産量や作付面積の目安を示すこととしており、その通知は今月下旬に予定されております。

米価を巡る厳しい状況が続きますけれども、来年も天候に恵まれまして豊穰の年となると共に、米価の安定を心からお祈り申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（寺迫君）

日程第5、所管事務調査の報告をします。藤岡浩文総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（藤岡君）

別紙により報告

議 長（寺迫君）

ただ今の総務経済常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はござい

ませんか。

(なしの声)

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告はこれにて報告済みといたします。

(日程第6 一般質問)

議長 (寺迫君)

日程第6、一般質問を行います。8番 大野君の発言を許します。

大野君。

8番 (大野君)

議長のお許しがありましたので、私からは小・中学校における学力向上策について教育長にお伺いをいたします。

文部科学省が行う全国学力・学習状況調査、所謂全国学力テストにおいて、近年、本町の児童・生徒が全国平均を上回るなど好成績を収めております。これは昨年の学力テストの集計結果を報じた北海道新聞の空知版のコピーでございますけれども、これによりますと空知管内では中3の数学の平均正答率が全道平均を上回ったものの小6の国語と算数、中3の国語の3教科で全道平均を下回ったとあります。この記事の後段でございますが、秩父別町や雨竜町など北空知の農村部を中心に全国平均を上回る自治体も出たとあります。この全国平均をどの程度上回っているのかということで、この記事によりますと、例えば小学校6年生の試験、これで全国平均の国語ですね、これが全国が64.7点、これに対しまして本町の生徒は84点。それと算数は全国平均が70.2点、これに対しまして本町の生徒は92点と、全体的に20点以上、すごい成績でございます。もちろん、この成績ですので空知管内ではトップの成績でございます。

それから今年の学力テスト、これは4月の19日に実施されておりますけれども、小学生・中学生とも各教科において、全国平均を上回っているとの実施結果を聞いておりまして、本町の児童・生徒の学力が飛躍的に向上していることが窺えます。

こうした学力向上の傾向は、一朝一夕には成し得ませんので、教育長を

はじめ教育関係者のご努力に敬意を表する次第であります。

本町は、平成 31 年にこども子育て応援宣言をして以降、これまで多くの子育て支援策を打ち出しておりますが、子育て支援策と児童・生徒の学力向上、これは車の両輪であります。双方とも町の発展には欠くことのできない課題であります。

特に、子育て世代の方々から「子どものためにも教育が充実している秩父別町に住みたい」と思ってもらえるような魅力ある教育環境を継続して整える必要があると思います。

そこで、本町の教育環境を更に充実させるために、児童・生徒の学力向上がどのようにして成し得たのか、その要因と小中一貫教育制度導入後における更なる学力向上策について、教育長の考えているところをお聞かせ願います。

議 長（寺迫君）
教育長。

教 育 長（小林君）

大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

小・中学校では、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中、子ども達の学びを保障する感染予防対策と教育活動の両立に向け、これまで校長のリーダーシップのもと様々な分野で検証・改善を図る取り組みを行ってまいりました。

特に主体的・対話的で深い学びの実現に向けた組織的な授業改善、家庭や地域との連携による望ましい生活習慣の確立などを着実に進めていただき、今年度も一定の成果が現れてきつつあるものと受け止めております。

大野議員のご質問にもありましたが、令和 4 年度全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小学校のすべての教科と中学校の国語と理科では全道の平均正答率を大きく上回り、とりわけ小学校は全国トップレベルの結果となりました。

今年度の大きな要因の一つといたしましては、小学校では電子黒板機

能付きプロジェクターや児童・生徒一人一人に配備されたタブレットなどのICT機器をほぼ毎日活用したことにより、児童の特性や学習進度に応じた指導の充実が図られたこと、また中学校では全国学力・学習状況調査の結果を調査対象学年や教科だけでなく、全教育活動の改善のために活用したことにより、生徒同士が互いの考えの良さに気付きながら問題解決を図ろうとする意欲や判断力が育まれたことが、良い結果に繋がったのではないかと考えているところであります。

しかしながら学力を向上させるためには、子ども達に基礎的・基本的な知識や技能はもとより、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や主体的に学ぶ態度など、社会で自立するための自ら学ぶ力を1時間1時間の授業を通して身に付けることが何より大切であります。

また、そうした日々の授業の積み重ねは、直接子ども達を指導する教職員の指導力によるところが極めて大きく、このことが一番重要な要因であると確信しております。

小中一貫教育後においても本町の子ども達が高い学力水準を維持していくためには、やはり個別の学びと協働の学びを実現するためのICTの活用を含めた更なる授業改善や、学校・家庭・地域の連携協働による望ましい学習・生活習慣の定着を基本とし、加えて町が独自に実施している秩父別町放課後学習塾を子ども達が効果的かつ有効に活用していくとともに、令和8年4月に開設が予定されている義務教育学校において専門性を生かした少人数指導や乗り入れ授業を一層拡充するなど、子ども達に係わる全ての人達が一体となって学力向上策を講じていくことが重要ではないかと考えております。

最後に、教育関係者や保護者の皆様はもとより、広く町民の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げまして、大野議員のご質問のお答えとさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（寺迫君）
大野君。

8 番（大野君）

有難うございました。私もこの質問をするにあたりまして、本年の教育行政執行方針、これを再度読み返しました。

教育長の答弁にありました通り、綿密な教育のあり方がここに示されておりまして、子ども達一人一人に寄り添った取り組み、こういったものがやっぱり本町の学力向上に繋がっているのだなというふうに感じた次第でございます。

また、本町では国が進めるGIGAスクール構想、これにも素早く対応しておりまして、電子黒板の導入、それからタブレット端末の配備、教育支援という面でもですね、本町は積極的に行っております。

我々議員もですね、昨年所管事務調査で小学校のICT活用状況を見学させていただきました。デジタル機器を活用した授業の様子、こういったものに大変感銘を受けたところであります。

このように、本町の教育分野における支援体制、大変充実したものになっておりますけれども、他方でこれほどの支援の内容が町民の皆さんにしっかりと浸透しているのかと、理解されているのかという点では私はちょっと疑問も思っております。

町のホームページ、私も時々開けて見るのですけれども、子育て支援や移住・定住、これに関するものについてはかなり詳細に掲載されておりますので見る事が出来るのですけれども、私が今申し上げているような教育支援だとか、あるいはその学力向上に関する事、こういったものはホームページを見ても、なかなか目に入らないというのが現状でございます。

そこで、教育長に再度ご質問いたしますけれども、町内外の子育て世代の方々に本町の教育行政などを強力にアピールすると、そのためにもですね、やっぱり町のホームページを活用した情報発信、こういったものを積極的に行うべきじゃないかと私は考えますけれども、これが可能か否か、可能であればいつ頃から発信出来るのか、これについて再度お伺いいたします。

議 長（寺迫君）

教育長。

教 育 長（小林君）

有難うございます。この点につきましてはですね、直接担当しております次長から答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（寺迫君）

教育次長。

教育次長（塩地君）

ただ今の大野議員のご質問ですけれども、今のホームページの現状でございしますが、町の広報、また教育委員会の議事録、学校だより等について掲載させていただいてございます。

取り組みの内容のですね、周知につきましては、やはり幅広い周知としてはちょっと不足なのかなと今のお話を聞いて感じてございます。

今後の取り組みといたしまして、ホームページの掲載方法等についてですね、他の市町を参考にしながら当町で行っている様々な取り組みをより多くの方の目に触れるような形で効果的なPR方法を検討していきたいと考えてございます。

時期については、近々のうちにやっていきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたしますと思います。

議 長（寺迫君）

大野君。

8 番（大野君）

私も町の広報誌だとかですね、あと中学校のはばたきっていう所謂学校だより、それと小学校のチックシベツっていう学校だより、これは町内会の回覧で回ってきますので、仕事柄読むことにしているのですけれども、なかなかこれだけじゃ。読もうっていう人はある程度理解出来るのですけれども、なかなか町民に浸透するにはね、なかなか難しい部分

があつて。

それともう1つはちょっとやっぱり町外から、町外の人達、町民じゃない方ですね、町外の子育ての方々が秩父別ってどういう町なのだと、子育て支援はいいね、でも学校の授業はどうなのと、やっぱり子どもの授業ってというのは所謂子育て世代の方々すごく関心持っていますからね。

その時に見るにしてもホームページ見ないとなかなかそういったものが目につかないと、そういうことで今回再質問させていただきました。有難うございます。

近々やってくれるということで、よろしくお願ひしたいのですが、子どもの教育、これは本町の未来への有効な投資だということを私は常々申し上げている通り、子どもにはいくらお金かけても、これは将来の秩父別町のためになるという感覚で考えております。

また、是非とも教育長のお力でどんどん秩父別の子ども達の成績が向上するよう、一生懸命努力するよう切にお願ひしまして私の質問を終わります。以上です。

議 長（寺迫君）

以上で大野君の質問を終わります。

（日程第7 議案第46号「秩父別町議会議員及び秩父別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第7、議案第46号「秩父別町議会議員及び秩父別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 46 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 46 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第47号「地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第 8、議案第 47 号「地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第 47 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 47 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第9 議案第48号「秩父別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

(日程第10 議案第49号「秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第 9、議案第 48 号「秩父別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第 10、議案第 49 号「秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第 48 号から議案第 49 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 48 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 49 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第11 議案第50号「秩父別町有住宅使用に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第 11、議案第 50 号「秩父別町有住宅使用に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (宮武君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第 50 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 50 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第12 議案第51号「秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について」)

議 長（寺迫君）

日程第 12、議案第 51 号「秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 51 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 51 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第13 議案第52号「ベルパークちっぷべつ屋内・屋外遊戯場の指定管理者の指定について」)

議 長（寺迫君）

日程第 13、議案第 52 号「ベルパークちっぷべつ屋内・屋外遊戯場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 教育次長。

教育次長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第 52 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませぬの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 52 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第14 議案第53号「秩父別町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」）

議長（寺迫君）

日程第 14、議案第 53 号「秩父別町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第 53 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 53 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号は、原案どおり可決いたしました。

11 時 5 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 53 分

再 開 午前 11 時 05 分

再開いたします。

(日程第15 議案第54号「令和4年度秩父別町一般会計補正予算(第6号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第 15、議案第 54 号「令和 4 年度秩父別町一般会計補正予算 (第 6 号) について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第 54 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

商工費で温泉の宿泊等割引事業っていうのが出てきたのですけれども、具体的な割引事業っていうのはどの様なものなのかお聞かせいただきたいと思ひます。

議 長（寺迫君）

企画課長。

企画課長（早川君）

ご質問にありませ割引ですけれども、現在のところ予定いたしてございませのが、宿泊料金又は宴会コース料金の2分の1かつ5千円を上限といたしまして交付するものでございませ。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

今日仮にこの補正が通ると、いつから該当にさせるのですか。

議 長（寺迫君）

企画課長。

企画課長（早川君）

事業につきましては、当初北海道が実施してございませHOKKAIDO LOVE！割、こちらが12月20日までの予定でしたが、今般延長されるという事ですので、その事業が終了次第引き続きちっぷ割を実施してございませたいと思ひてございませ。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）
両方ダブってという形ではないのですね。

議 長（寺迫君）
企画課長。

企画課長（早川君）
はい、併用の方は考えてございません。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）
分かりました。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。 藤岡君。

5 番（藤岡君）
2点程ちょっと教えていただきたいと思います。11ページ、児童福祉費
の中の保育士60万円ですね、これの内訳どういうふうに使われるのか。
補助されるのかっていう部分ともう1件、9ページの住宅リフォーム関
係、これ何件位の見通しを立てていらっしゃるのか、それと子育ての支援
の引越しの関係ですね、お願いします。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（中野君）
児童福祉費の負担金、保育士確保対策事業補助金の内容でございますが、
本町のこども園に常勤の保育士として就業しまして、2年以上継続する意

思がある方に対しまして、就職準備金として20万円を支給するものであります。今回3名分の追加の、予算の追加の提案でございまして、当初予算1名分ありますので、合わせて4名分の費用でございまして。

議 長（寺迫君）
建設課長。

建設課長（宮武君）

住宅リフォーム補助金については、これから申請が見込まれるのが空家の分が3件程あります。それと子育て支援の関係は、申請者を3人見込んでの補正となっております。以上です。

議 長（寺迫君）
藤岡君。

5 番（藤岡君）

先程の保育士確保の関係なのですが、2年以上の意思があるという事で、これは秩父別に住んでいただくとかそういう規定が他の補助事業にもあった事業があったかと思いますが、とりあえず通いでも来ていただけるという様な条件なのではないでしょうか。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（中野君）

本町のこども園に勤めていただくという事が条件ですので、本町に住まなくても通いでもこの補助金は活用する事は可能でございまして。

議 長（寺迫君）
藤岡君。

5 番（藤岡君）

有難うございます。今の現状色々伺っておりますと、保育士が少なく子どもが、希望する子ども達が全員受け入れられないという状況の様に伺っております。努力していただいて人数分、人数を確保していただけるようによろしく申し上げます。以上です。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 54 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第16 議案第55号「令和4年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第 16、議案第 55 号「令和 4 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 55 号に対しての質疑を行います。質疑はございません

か。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 55 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第17 議案第56号「令和4年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第 17、議案第 56 号「令和 4 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第 56 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 56 号は、原案どおり決定することにご異議あ

りませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第18 議案第57号「令和4年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第 18、議案第 57 号「令和 4 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (宮武君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第 57 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 57 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第19 議案第58号「令和4年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について」)

議 長（寺迫君）

日程第 19、議案第 58 号「令和 4 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 58 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 58 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第20 所管事務調査の申し出について）

議 長（寺迫君）

日程第 20、所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長（笹木君）

別紙により朗読

議 長（寺迫君）

委員会の所管事務調査の申し出について、ご意見はございませんか。

(なしの声)

ご意見がないようですのでお諮りいたします。所管事務調査は申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査は申し出のとおり決定いたしました。

(閉会宣言)

議 長 (寺迫君)

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。これをもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は以上で閉会することに決定いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和4年第4回秩父別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

閉 会 午前 11 時 35 分